

✦ 貨物概要

塩蔵した梅を脱塩し、調味液に漬込み、小売包装したもの

製 法：梅（塩蔵）→脱塩→調味液に漬込み→包装

成分割合：梅 60%、調味液（塩 10.5%、水あめ 10%、くえん酸 3%、氷酢酸 0.5%、酢酸 1% 等） 40%

性 状：粒状

用 途：小売用

重 量：400 g / プラスチック容器

✦ 分類

関税率表第 2008.99 号（統計番号 2008.99-100）梅の調製品

✦ 分類理由

本品は、塩蔵した梅を脱塩し、調味液により調製を施したもので、そのままの状態
で食用に適することから、関税率表第 8 類注 4 の規定に基づき、同表第 08.12 項には
分類されず、国内分類例規 08.12 項「1. Brine cured plum」により、調製した梅と
して、上記のとおり分類されます。

✦ 分類のポイント

調製した梅酢液（調味液）により風味付け又は着色その他の加工を施した梅は、関
税率表第 20.08 項に分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）